解散公告（第一回）

当組合は、平成二十三年三月二十三日静岡市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十三日

静岡市葵区追手町五番一号
静岡市興津第二土地区画整理組合
清算人代表　小泉　能宏

解散公告（第一回）

当労働組合は、平成二十三年三月六日開催の臨時大会の決議により、平成二十三年三月十五日解散したので、当労働組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十三日

京都市伏見区下鳥羽東芹川町五四番地
京阪タクシー労働組合
清算人　平嶋　正人

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年三月十五日寄附行為の定めにより解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十三日

福岡県直方市大字畑六八六番地
財団法人直方勤労者福祉協会
代表清算人　大塚　進弘

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十三日

岩手県盛岡市茶畑二丁目二番一号
財団法人久昌寺保育園
代表清算人　海野　講榮

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月十一日開催の臨時総会の決議により平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十三日

秋田県秋田市山王三丁目一番七号
社団法人秋田県雇用開発協会
清算人　髙橋　文男

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十三日

千葉市稲毛区弥生町一丁目三三番　千葉大学フロンティアメディカル工学研究開発センター
特定非営利活動法人人間医工学研究会
清算人　三宅　洋一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月十日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十三日

富山市長附四三番地六
特定非営利活動法人わかくさ
清算人　加瀬　愛子

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十三日

名古屋市中区栄二丁目一〇番一九号
財団法人中部空港調査会
代表清算人　川口　文夫

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十三日

兵庫県姫路市田寺東二丁目四番一号
職業訓練法人姫路地域職業能力開発協会
代表清算人　南都　彰

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年一月二十八日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の許可により、平成二十三年二月二十八日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十三日

東京都文京区湯島一丁目五番二九号
社団法人東京労働者共同保証協会
代表清算人　松迫　卓男

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十三年三月二十三日東京都知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十三日

東京都新宿区神楽坂一丁目一番
初台サンハイツマンション建替組合
代表清算人　新井　俊幸

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月二十二日石川県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十三日

石川県白山市湊町ヨ一四六番地
財団法人呉竹文庫
代表清算人　竹内　信孝

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月七日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十三日

山梨県甲府市丸の内二丁目七番二十三号鈴与甲府ビル一階
社団法人山梨県雇用促進協会
清算人　武田　與信

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十三日

静岡県袋井市大谷一〇五〇番地
社団法人大谷報徳社
清算人　西村　和泉

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十三年三月二十九日東海市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十三日

愛知県東海市名和町狐廻間一番地
東海名和寺徳土地区画整理組合
清算人代表　小島　正康

解散公告（第三回）

当法人は、寄付行為に定めた存続期間の満了により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十三日

京都府福知山市字内記一三番地の一
財団法人福知山市開発公社
代表清算人　小西　健司